

総行行第419号
国不入企第33号
令和3年12月1日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利
費の適切な支払いのための取組について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日一部変更。以下「適正化指針」という。）では、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。また、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされております。

さらに、建設業の担い手の育成及び確保には、法定福利費等の実際の施工に要する通常妥当な経費を反映した適正な金額で契約を締結し、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要であり、各地方公共団体に対しては、これまでも、「適正化指針」や「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国不入企第26号）をはじめ、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和3年2月19日付け国不入企第34号）等により、請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について通知等をしたところであります。

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、法定福利費の

適切な支払いのための取組の強化が求められており、これまで、国土交通省直轄工事における取組について各地方整備局等あてに通知されているほか、今般、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第15号）（別紙1）により建設業者団体に対しても取組が要請されたところであるので、各地方公共団体におかれては、法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、下記の事項について、関係部局間で連携して実施に努めるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。

記

1. 請負代金内訳書への法定福利費の明示について

予定価格の積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させること。

また、明示させる法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の作成したマニュアル（別紙2）に準拠する等により適切に算出するべきものであることを契約相手に事前に周知すること。

2. 公共工事の発注者による法定福利費の確認について

受注者により明示された法定福利費額については、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「予定価格に占める法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認すること。

なお予定価格に占める法定福利費概算額の算定について、国土交通省直轄工事では別紙3、4の通り、農林水産省では別紙5、6の通り運用しており、参考にされたい。

また、予定価格に占める法定福利費概算額については、入札及び契約に関する透明性の確保の観点から、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、適時に公表することを基本とする。

3. 比較による確認の結果一定以上の乖離がある場合について

受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額に一定以上の乖離幅がある場合は、法定福利費、さらにその根拠となる労務費が所要額を大き

く下回るおそれがあるため、受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示すること。

法定福利費は、建設業者が義務的に負担しなければならない社会保険料であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものである。また、低入札価格調査基準中央公契連モデルにおいても、低入札価格調査基準に係る法定福利費や労務費の算入率は100%とされているところである。このため、積算上は受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額との間には落札率以上の乖離幅が認められるものではないが、予定価格の積算上発注者が見込む工事費内訳と、受注者の見込む工事費内訳には、一定の差異が生じ得ることを踏まえ、一定以上の乖離幅があると判断する場合の基準として、少なくとも、受注者により明示された法定福利費額が予定価格に占める法定福利費概算額の1/2以上であることを目安として設定すること。

なお、受注者による算出根拠の確認を経てもなお上記基準以上の乖離幅がある場合においては、発注者から建設業許可部局に対し法定福利費概算額が乖離している事案を通知したうえで、類似事案の発生頻度等を踏まえ、必要に応じて建設業許可部局が発注者と連携し、受注者に対して、受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認を行うことが望ましい。(具体的な確認行為の手順については【補足事項：受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認行為の例】を参考にされたい。)

【補足事項：受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認行為の例】

受注者に対して次の（１）又は（２）の事項の提示又は説明を適宜求める。説明を聴取した際に、下請企業からの見積書等の客観的な根拠資料が提出されない、一定以上の乖離があることについての明確な説明がなされないなどの不適切な対応について、同様の対応が繰り返される場合や、下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、受注者がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削減していることが明らかとなった場合などであって、不正行為（建設業法第19条の3等に違反するおそれ。事例については別紙7を参照されたい）が強く疑われる場合については、国土交通省又は建設業許可部局と連携し、必要な措置を講ずる。

（１）受注者が、下請企業から提出された見積り等を活用して法定福利費額を算出している場合

各下請企業の請負工事に対する法定福利費額及び根拠とする労務費額（工事価格に労務费率（工事価格に含まれる平均的な労務費の割合）を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）について、見積書等の根拠資料の提示による説明を求める。

（２）上記（１）によらない場合

①労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合

法定福利費額の算出に用いた労務費額（工事価格に労務费率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

②工事価格に法定福利费率（工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合）を乗じて算出している場合

法定福利費額の算出に用いた法定福利费率等について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

- 別紙 1 標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和3年12月1日付国不建キ第15号）
- 別紙 2 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成27年5月26日）
- 別紙 3 令和3年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和3年3月16日付け国技建管第22号）
- 別紙 4 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法の試行について（通知）（平成26年3月27日付け国営計第142号）
- 別紙 5 入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について（令和3年3月30日付け事務連絡）
- 別紙 6 入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記に関する対応について（令和2年7月13日付け事務連絡）
- 別紙 7 不正行為の疑い（建設業法第19条の3等に違反するおそれ）がある場合の例